



受講資格審査の 出願要件が変更になりました。

○診療報酬の精神科リエゾンチーム加算における看護師の要件の変更に伴い、
出願要件を見直しました。

受講資格審査の出願要件

- (1) 日本国の看護師免許を有すること。
- (2) 精神科認定看護師として必要な実務経験を積んでいること。

ここで必要な実務経験とは、

**看護師の資格取得後通算5年以上の看護実務に従事し、
そのうち通算3年以上は精神科看護に従事**していること。

- ① 出願者は、臨床で実務を行っていること。
- ② 出願者が臨床で実務を行っていない場合は、精神科看護を実践する場を1ヶ月に28時間以上(週7時間程度)もち、それを証明すること。

主な
変更点

精神科看護の実務経験年数の要件を
5年から3年に変更します。

5年



3年

！注意！

看護師の資格取得後通算5年以上の看護実務が必要であることは
これまでと変わりません。

第11回受講資格審査の詳細は
7月頃日精看ホームページでお知らせします。

お問い合わせは日精看事務局認定担当までお気軽にご連絡ください。

一般社団法人日本精神科看護協会

TEL:03-5796-7033